

Ⅱ－67

岩木川洪水史（1）——津軽平野の郷蔵——

八戸工業大学 学生員○佐藤 茂樹 佐藤 博

正会員 川島 俊夫 佐々木 幹夫

1. 1 緒言

岩木川・十三湖水戸口は過去に幾度となく閉塞し、岩木川流域に被害を与え、穀物や農作物などが壊滅状態となり、その河川流域に住む人々にかかなりの被害をもたらしてきた。「ごうぞう」と呼ばれる蔵は、穀物を貯蔵し、水害発生時にはこの穀物を使っていたようであり、水戸口閉塞による湛水災害のときにも、この「ごうぞう」が使用されていたのではないかと考えられるが、この点についての調査研究はない。故に、「ごうぞう」について調べる必要性があった。

「ごうぞう」は山形県最上川真室川流域では「ごうぐら」と呼んでいる。使用目的はほぼ同じようである。

青森県岩木川流域では、「ごうぞう」を「郷蔵」と書く。現地では「ごうぞう」がなまって「ごじょ」と呼ばれてきている。本研究では「郷蔵」と書いて「ごうぞう」と呼ぶこととする。

1. 2 備凶貯穀のための蔵

<歴史>

江戸時代 1600年代終わり（貞享、元禄）頃に津軽藩が備凶貯穀を奨励するが郷蔵としての建造は行われていない。1700年代（享保11年）に郷蔵を建てて納置した。この頃は、まだ郷蔵本来の性である貯穀型郷蔵であった。

明治・大正・昭和時代 1800年代後半（明治時代）に入ってから、単純な貯穀型郷蔵から貯蓄型郷蔵に変わった。特に、1810年代前半を境に変わっていった。1900年代前半より手返し貸付けを行い貯蓄型郷蔵として発展していった。1930年代前半（昭和5・6年）の大飢饉で郷蔵が大いに役立ち青森県が郷蔵の建造を奨励した。また、戦後には、戦地帰りの人達に住宅として貸し出した。現在ではほとんどの郷蔵が取り壊されている。

<貯穀・納入方法>

郷蔵の中には、各家毎に出してもらった粃（粃の方が米や稗等より保存が効く）を貯穀していた。また貯穀量も、藩政時代には1軒で粃3升／年、年1人当たり平均1升程度となっていたのが、大正に入ってから、4～6升／人となっている。これは、明治22年町村制施工の際、部落財産統一奨励の結果、明治24年より貯蓄は、村の基本財産へと変形したためである。

<利用・管理形態>

各村毎（現在の大字に相当）に郷蔵を作り、藩からも100石当たり6升の粃を受け、その中に入れて維持していたので管理はそれなりに厳しく行っていたと考えられる。目的が凶作に備えての貯穀であるために、人の行為を受けることもあった。1830年には鶴屋が粃500俵分米300俵を貯米用に寄贈したことが鶴屋文書に記載されている（五所原町誌）。したがって、この頃には返納の義務化はなかったものと推定される。水害が発生すると必ず凶作になっていたが、凶作時には有効に使用されていたことはいくつかの記録にみられる。藩政時代の1700年頃より郷蔵制度が始まり190年間も単純な貯穀型の郷蔵が続いた。それに対して、貯蓄型郷蔵は50年程度で終了した。それが短くして終わったのは、戦争があったり、社会の自然災害復旧力が向上したことも原因しているが、なによりもそれが貯穀増殖、貯金を目的とする郷蔵に変わったからであり、非人間的な性格の目的を持つに至ったからである。このような郷蔵に対しては誰も寄贈することはない。凶行や大飢饉の際には郷蔵の貯穀により艱難を凌いだとの記録はあるが、残念ながら水戸口の湛水災害時にも有効に使われたという記録は今回の調

査ではみつからなかった。しかし、岩木川下流域では凶作だった者の利用もあったことから、水戸口に係わる水害発生時には何らかの利用がなされていたものと推定する。

1. 3 五所川原郷蔵

今回調査した郷蔵は、五所川原市に唯一残っている郷蔵であり、岩木川流域には他にない。したがって、五所川原市原子バイパス沿いの「原子・俵元・羽野木澤郷蔵」のことを単に五所川原郷蔵と呼ぶことにする。大きさは9.2m×5.6mの広さに4.0mの高さの倉と、高さが同じで4.0m×4.8mの倉とからなっている。

この五所川原郷蔵は、今から100年程前に建てられたもので、管理、利用方法は藩政時代のものをいくつか受け継いでいるものと考えられる。郷蔵の規則（七和村誌「国民精神作興に関する大詔煥発記念七和村備荒貯蓄組合規則」）よりみると、①郷蔵の運用に関する管理責任者は村長であり、②郷蔵の開閉は、区会議員2名以上の立ち会いを要し収入役がこれを行うが村長の命令がないとそれを行うことができない。また、乱俵あるときは整俵しなければならない。すなわち、維持管理は厳しく行われていたとがわかる。③被災時には貯穀の使用ができ、④小作者は粃4升、自作者は6升の納入義務がある。⑤金員の納附も可能で、⑥手返し貸付けを行っていた。その利は穀4升につき穀3升である。①～③は本来の郷蔵を受け継いだものと解釈できる。④の納入義務が小作者4升／人、自作者は6升／人は備凶貯蓄であれば多過ぎる。被災時の貯穀であれば前述のように1人1升程度で良いのでこの超過分は貯蓄を目的にしているからである。したがって、それ故に、⑤金員をもつての納附可能や、⑥3／40の利子の条項が必要になっている。設置当初の郷蔵からするとかなり懸け離れている。

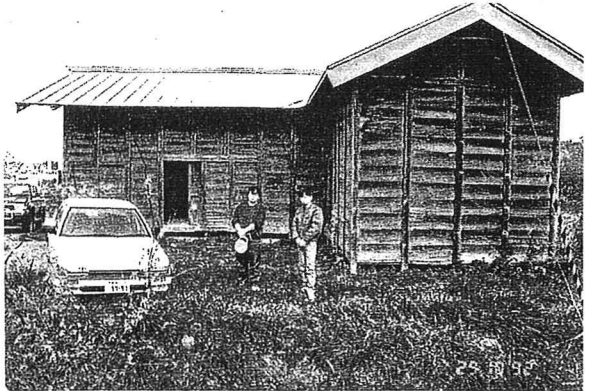


写真1 五所川原郷蔵南側より

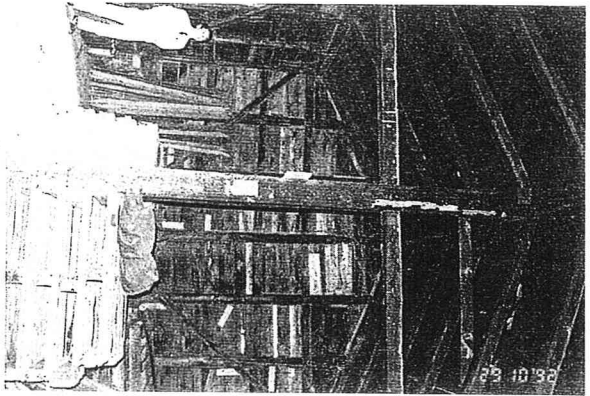


写真2 五所川原郷蔵内部

1. 4 結言

今回の調査で水戸口閉塞時に郷蔵が使用された記録は見つからなかったが、水害発生時には使用された記録があることから、水戸口閉塞による湛水災害時にも使用されたと推定する。また、郷蔵は本来の性質である、凶作に備えての貯穀型郷蔵から、増殖も目的の1つに入った貯蓄型郷蔵へ変化した事も分かった。